

中間監査基準の改訂について（抄）

平成 14 年 12 月 6 日
企業会計審議会

三 主な改訂点

4 継続企業の前提

継続企業の前提に関しては、中間財務諸表に注記を求めることとし、年度監査に準じて中間監査における対処を求めることとした。すなわち、前事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在していた場合には、当中間会計期間末までの状況の変化を検討することを求めるとともに、当中間会計期間に発生したものについては、基本的に年度監査における対処と同様の対応を求めることとした。なお、監査基準では、継続企業の前提に関する重要な疑義について経営者が行う評価や対応及び経営計画等に係る合理的な期間は少なくとも決算日から 1 年間とされている点に関しては、中間会計期間末において当事業年度の下半期から翌事業年度の上半期までという経営計画を求めて検討することは実務上難しい面もあることを踏まえ、また、年度監査において改めて監査手続を実施することから、中間監査においては、少なくとも当該中間会計期間の属する事業年度末までの期間における合理的な経営計画等の提示を求め検討することとする。

中間監査基準（抄）

平成 14 年 12 月 6 日
最終改正平成 17 年 10 月 28 日
企業会計審議会

第二 実施基準

- 8 監査人は、前事業年度の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在している場合には、当該事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の判断及び経営計画等の変更について検討しなければならない。
- 9 監査人は、中間会計期間において、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が新たに発生したと判断した場合には、当該疑義に関して合理的な期間について経営者が行った評価、当該疑義を解消させるための対応及び経営計画等の合理性を検討しなければならない。

第三 報告基準

8 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合には、次のとおり意見の表明及び中間監査報告書の記載を行わなければならない。

- (1) 当該重要な疑義に関わる事項が中間財務諸表に適切に記載されていると判断して有用な情報が表示されている旨の意見を表明する場合には、当該重要な疑義に関する事項について中間監査報告書に追記しなければならない。
- (2) 当該重要な疑義に関わる事項が中間財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付意見を表明するか、又は、中間財務諸表が有用な情報を表示していない旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。
- (3) 経営者が当該疑義を解消させるための合理的な経営計画等を提示しないときには、中間監査に係る監査手続の範囲に制約があった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。
- (4) 継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切でない場合には、継続企業を前提とした中間財務諸表は有用な情報を表示していない旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。

四半期レビュー基準の設定に関する意見書（抄）

平成19年3月27日
企業会計審議会

二 主な内容と考え方

2 実施基準

(3) 継続企業の前提についての検討

継続企業の前提は四半期財務諸表の利用者の判断にも大きな影響を与えることから、監査人は、四半期レビューにおいても、経営者等に対する質問等の四半期レビュー手続を通じて、継続企業の前提について検討することが求められる。監査人は、質問等の結果、開示の必要があると判断した場合には、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかに関し、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して検討することになる。

まず、前事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在していた場合には、当四半期会計期間末までの事象又は状況の変化の有無を質問等の四半期レビュー手続により確かめ、特段の変化がなければ、前事業年度の開示を踏まえた同様の開示が行われているかどうかを検討する。

また、前事業年度の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に大きな変化がある場合、あるいは、前事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在していなかったものの、当該四半期会計期間に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生した場合については、少なくとも当該四半期会計期間末から一年間の継続企業の前提について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかに関し、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して検討することに留意する。

3 報告基準

(4) その他

四半期レビュー報告書においても、年度の財務諸表の監査に準じて、以下の事項を報告基準に明示した。

- ① 他の監査人の利用
- ② 将来の帰結が予測し得ない事象等
- ③ 継続企業の前提
- ④ 追記情報

三 実施時期等

- 3 「2 実施基準 (3) 継続企業の前提について」に関連して、「中間監査基準の改訂について（平成十四年十二月六日企業会計審議会）」の前文において、「中間監査においては、少なくとも当該中間会計期間の属する事業年度末までの期間における合理的な経営計画等の提示を求め検討することとする。」とされているが、これについても、本四半期レビュー基準の実施に当たって、「中間監査においては、前事業年度の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に特段の変化がなければ、少なくとも当該中間会計期間の属する事業年度末までの期間における合理的な経営計画等の提示を求め検討する。また、前事業年度の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に大きな変化がある場合、あるいは、前事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在していなかったものの、当該中間会計期間に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生した場合については、少なくとも当事業年度の下半期から翌事業年度の上半期までの期間における合理的な経営計画等の提示を求め検討することとする。」とすることに留意する必要がある。

四半期レビュー基準（抄）

平成19年3月27日
企業会計審議会

第二 実施基準

9 継続企業の前提

監査人は、前事業年度の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関する経営者の評価に変更があるかどうかについて質問し、また、監査人が継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況を認めた場合には、経営者に開示の要否について質問しなければならない。

質問の結果、開示を必要とする事象又は状況があると判断した場合には、それらの事象又は状況が四半期財務諸表において、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかに関し、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して、検討しなければならない。

第三 報告基準

12 継続企業の前提

監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合には、次のとおり結論の表

明及び四半期レビュー報告書の記載を行わなければならない。

- (1) 当該重要な疑義に関わる事項が四半期財務諸表に適切に記載されていると判断して、無限定の結論を表明する場合には、当該重要な疑義に関する事項について四半期レビュー報告書に追記しなければならない。
- (2) 当該重要な疑義に関わる事項が四半期財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明し、その理由を記載しなければならない。

中間監査

平成11年 3月31日
改正 平成12年 3月22日
改正 平成15年 3月25日
改正 平成16年 3月17日
改正 平成18年 3月30日
改正 平成19年 3月16日
最終改正 平成20年 3月25日
日本公認会計士協会

本報告書の目的

1. 本報告書は、中間監査に関する実務上の指針を提供するものである。なお、本報告書において定められていない事項及び定義等については、他の監査基準委員会報告書が適用されることとなる。

中間監査の意義

2. 中間監査の目的は、経営者の作成した中間財務諸表が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、企業の中間会計期間に係る財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。

中間財務諸表が有用な情報を表示している旨の監査人の意見は、中間財務諸表には、全体として投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含み、財務諸表の監査（以下「年度監査」という。）と同程度の信頼性を保証するものではない。

中間監査に係る監査リスク

3. 中間監査においては、中間監査に係る監査リスク（以下「中間監査リスク」という。）を合理的に低い水準に抑えるために、重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価し、評価したリスクに対応した手続を実施しなければならない。その手続の実施においては、発見リスクの程度を年度監査に係るそれよりも高くすることができる。
4. 中間監査リスクは、監査人が中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の

判断を損なうような重要な虚偽の表示を看過して誤った意見を表明する可能性をいう。

分析的手続等を中心とする監査手続

5. 中間監査においては年度監査と同一の監査手続を実施する必要はないが、分析的手続及び質問（以下「分析的手続等」という。）を中心とする監査手続は必ず実施しなければならない。分析的手続等を中心とする監査手続は、監査基準委員会報告書第1号「分析的手続」のうち、主に趨勢分析及び比率分析を適用して中間財務諸表項目の合理性を確かめ、必要に応じ経営者等への質問、基礎資料の通読による概観的な把握等を行う一連の監査手続である。

中間監査と年度監査の関係

6. 中間監査は、每期継続して実施する年度監査の狭間において年度監査の一環として行われるものとして位置付けられ、中間監査における保証の程度は年度監査と同程度ではないため、中間監査リスクを年度監査に係る監査リスクに比し高めに設定することができる。

7. 中間監査は、年度監査の一環としても実施されるので、固定資産及び固定負債の増減項目、損益項目等については、中間監査の結果を年度監査でも活用できるよう配慮する必要がある。

中間監査に係る監査計画

8. 監査人は、中間財務諸表に係る投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示を看過することなく、かつ、中間監査を効果的かつ効率的に実施するため、中間監査と年度監査の関係を考慮し、年度監査に係る監査計画の一環として中間監査に係る監査計画を策定しなければならない。

9. 中間監査に係る監査計画の策定に当たり、監査人は、重要性の基準値、重要な虚偽表示のリスクの評価、中間監査に係る監査手続、子会社等に対する監査手続、他の監査人の利用、継続企業の前提等について考慮する。

中間監査に係る重要性の基準値

10. 中間監査に係る重要性の基準値は、年度監査に係る重要性の基準値を上限とする。これは、中間監査に係る重要性の基準値が年度監査に係る重要性の基準値を超えると、年度監査において上半期の取引や勘定について再度監査を実施しなければならないことを考慮したことによる。具体的には、実務上、中間監査は年度監査の一環として行われる点を勘案し、年度監査に係る重要性の基準値を中間監査で適用するのが合理的である。

重要な虚偽表示のリスクの評価

11. 監査人は、監査基準委員会報告書第 29 号「企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価」により、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解し、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスク、及び財務諸表項目レベル、すなわち、取引、勘定残高、開示等に関連する経営者の主張ごとの重要な虚偽表示のリスクを評価することが求められるが、中間監査においては年度監査のリスク評価の一環として評価する重要な虚偽表示のリスクを利用して、中間監査に係る重要な虚偽表示のリスクを評価する。ただし、中間会計期間における、内部統制を含む、企業及び企業環境に重要な変更が生じていないことを確かめた場合には、前年度の重要な虚偽表示のリスクの評価結果を中間監査において利用することができる。
12. 監査人は、中間監査に係る重要な虚偽表示のリスクの評価の過程において、監査人の判断により、中間監査に係る特別な検討を必要とするリスクを決定しなければならない。なお、当該リスクに対しては、内部統制（関連する統制活動を含む。）のデザインを評価し、それが業務に適用されているかどうかを判断しなければならない。

中間監査に係るリスク対応手続

13. 監査人は、中間監査に係る自己の意見を形成するに足る合理的な基礎を得るために、財務諸表項目レベルにおいて十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。
14. 監査人は、監査基準委員会報告書第 30 号「評価したリスクに対応する監査人の手続」により、評価した財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクに応じて、リスク対応手続を実施することが求められるが、中間監査においては、リスク対応手続の実施において発見リスクの程度を年度監査に係るそれよりも高くすることができる。なお、中間会計期間における内部統制に重要な変更が行われていないことを確かめた場合には、前年度の内部統制の運用状況の有効性の評価結果を利用することができる。
15. 監査人は、次のとおり、設定した発見リスクの程度に適合した実証手続を実施しなければならない。
 - ・ 発見リスクの程度を低く抑える場合
分析的手続等を中心とする監査手続に追加して証明力の強い監査証拠を入手するための他の実証手続を実施する。追加する実証手続は、実査、立会又は確認といった監査手続を選択し適用すべき場合もあれば、その実施の基準日を中間会計期間末日とすべき場合やその実施の範囲を拡大して実施すべき場合もある。
 - ・ 発見リスクの程度を中程度とする場合
分析的手続等を中心とする監査手続に追加して他の実証手続を実施する。追加

する実証手続は、実査、立会、確認までを必要とするものではなく、また、その実施の基準日を中間会計期間末日前とすることができる場合もある。

- ・ 発見リスクの程度を高くする場合

分析的手続等を中心とする監査手続を実施し、必要に応じて追加の実証手続を実施する。

- ・ 発見リスクの程度をさらに高くする場合

分析的手続等を中心とする監査手続を実施する。

16. 監査人は、評価した中間監査に係る重要な虚偽表示のリスクの程度にかかわらず、中間財務諸表における、重要な取引、勘定残高、開示等の各々に対する実証手続の立案及び実施について考慮しなければならないが（監査基準委員会報告書第 30 号「評価したリスクに対応する監査人の手続」第 48 項参照）、中間監査においては、発見リスクの程度を年度監査に係るそれよりも高くすることができる。

17. 監査人は、第 12 項の規定により識別した、中間監査に係る特別な検討を必要とするリスクについて、以下の手続を実施しなければならないが、中間監査においては、発見リスクの程度を年度監査に係るそれよりも高くすることができる。

- ・ 当該リスクに個別に対応する実証手続を実施する。
- ・ 当該リスクを軽減させる内部統制に依拠する場合は、当中間会計期間の監査において運用評価手続を実施し、内部統制の運用状況の有効性に関する監査証拠を入手する。
- ・ 当該リスクに対して実証手続のみを実施する場合は、当該リスクに対して適切に対応する監査手続として、詳細テストだけを実施するか、又は詳細テストと分析の実証手続を組み合わせる。

子会社等に対する監査手続

18. 監査人は、中間監査に当たり、子会社等については、子会社等が第 20 項の特に重要な子会社等に該当する場合、当該子会社等に往査するか又は他の監査人を利用して、分析的手続等を中心とする監査手続に追加の実証手続を実施する。

19. 監査人は、第 20 項の特に重要な子会社等に該当しない子会社等については、親会社における子会社等の管理部門の内部統制を理解し、当該管理部門の内部統制に依拠した監査を実施できると判断した場合、中間監査リスクを勘案した上で、親会社において自ら分析的手続等を中心とする監査手続を実施し、さらに追加の実証手続を実施することが必要と判断した場合には、当該子会社等に往査するか又は他の監査人を利用することを検討する。監査人は、当該管理部門の内部統制に依拠した監査を実施できないと判断した場合、当該子会社等に往査するか又は他の監査人を利用して、分析的手続等を中心とする監査手続に必要に応じて追加の実証手続を実施する。

20. 特に重要な子会社等とは、例えば、以下のいずれかの会社が該当すると考えられる。

(1) 相当規模の会社

売上高構成率、資産構成率、連結剰余金構成率等からみて相当規模と認められる連結子会社又は持分法適用会社

(2) 重要な虚偽表示のリスクの程度が高いと評価される会社

- ① 投機的なデリバティブ取引を行っている連結子会社又は持分法適用会社
- ② 前年度に重要な虚偽の表示が発見された連結子会社又は持分法適用会社
- ③ 重要な偶発事象等がある連結子会社又は持分法適用会社
- ④ 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況が存在する連結子会社又は持分法適用会社

なお、純粋持株会社の事業子会社は、通常、特に重要な子会社等に該当することに留意する。

他の監査人の利用

21. 他の監査人が子会社等の中間監査を行っている場合には、当該他の監査人の中間監査の結果を利用することができる。

他の監査人が子会社等の中間監査を実施していない場合でも他の監査人によって行われた一定の手続の結果を利用することができるが、その場合には、子会社等の重要性及び中間監査リスク等を勘案して利用の範囲を決定しなければならない。実務上、他の監査人の利用に当たっては、親会社の監査人が計画した特定の監査手続を他の監査人に指示することとなる。

なお、他の監査人に対する指示事項の例を付録に示している。

継続企業の前提

22. 中間監査においては、次の事項について監査基準委員会報告書第 22 号「継続企業の前提に関する監査人の検討」により、検討を行うことになる点に留意する必要がある。

- ・ 前事業年度の財務諸表等における継続企業の前提に係る注記に記載されている事象又は状況の変化並びにそれらに係る経営者の判断及び経営計画等の変更
- ・ 中間会計期間に発生した継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価及び経営計画等の合理性

なお、中間監査における継続企業の前提に関する監査人の対応としては、前事業年度の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に特段の変化がなければ、少なくとも当該中間会計期間の属する事業年度末までの期間における合理的な経営計画等の提示を求め検討することになる。また、前事業年度の

決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に大きな変化がある場合、あるいは、前事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在していなかったものの、当該中間会計期間に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生した場合については、少なくとも当該中間期末から1年間の経営計画等の提示を求め検討することとなる。

経営者確認書

23. 中間監査においても監査基準委員会報告書第3号「経営者による確認書」により、経営者確認書を入手する必要がある。

中間監査報告書

24. 中間監査の保証の程度は年度監査の保証の程度ほど高くないことを明確にするため、中間監査報告書においては、中間監査が分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われており、財務諸表の監査に係る監査手続とは異なる旨を記載する。
25. 中間財務諸表に対する監査意見の表明において、中間監査に係る重要性の基準値が中間財務諸表でなく年度の財務諸表に基づいて設定されている場合には、発見された虚偽の表示が当該基準値の範囲にあったとしても、上半期の実績数値が通年のものよりも小さいことなどにより、中間財務諸表に重要な影響を与えている可能性があるため、当該虚偽の表示の影響を十分考慮する必要があることに留意する。

監査調書

26. 監査人は、年度監査と同様、中間監査に当たり、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して監査を実施したこと及び十分かつ適切な監査証拠に基づいて中間財務諸表に対する意見を形成したことを立証するための資料として監査調書を作成しなければならない。なお、中間監査は、年度監査の一環として実施されるため、中間監査と年度監査の調書の作成においては、両者の関連性に留意する必要がある。
27. 中間監査に関する監査調書は、年度監査に関する監査調書と同様の管理等を行う必要がある（品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」《IX 業務の実施 5. 監査調書》参照）。
- なお、中間監査に関する監査調書は、年度監査の監査ファイルとは別の監査ファイルとすることに留意する。

発効及び適用

28. 本報告書は、平成12年3月22日に発効し、平成12年4月1日以後開始する中間

会計期間及び中間連結会計期間に係る中間監査から適用する。

29. 「監査基準委員会報告書第 17 号（中間報告）「中間監査」の改正について」（平成 15 年 3 月 25 日）は、平成 15 年 9 月 1 日以後終了する中間会計期間に係る中間監査から適用する。
30. 「監査基準委員会報告書第 17 号「中間監査」の一部改正について」（平成 16 年 3 月 17 日）は、監査基準委員会報告書第 25 号「監査役若しくは監査役会又は監査委員会とのコミュニケーション」（平成 16 年 2 月 17 日）が適用される平成 16 年 3 月 1 日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。
31. 「監査基準委員会報告書第 17 号「中間監査」の一部改正について」（平成 18 年 3 月 30 日）は、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。ただし、平成 17 年 9 月に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から「中間監査基準の改訂に関する意見書」を早期に実施する場合は、本改正についてもこれにあわせ早期適用するものとする。
32. 「監査基準委員会報告書第 17 号「中間監査」の一部改正について」（平成 19 年 3 月 16 日）は、監査基準委員会報告書第 36 号「監査調書」（平成 19 年 3 月 16 日）が適用される平成 19 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査にあわせ、平成 19 年 4 月 1 日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。
33. 「監査基準委員会報告書第 17 号「中間監査」の一部改正について」（平成 20 年 3 月 25 日）は、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。

〔付録〕 他の監査人に対する指示事項の例

他の監査人を利用する場合における基本的な指示事項としては、例えば、次のような手続がある。

- ・ 内部統制を含む、企業及び企業環境を理解し、前年度からの重要な変更の有無を識別する。
- ・ 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況が存在していないか、経営者とのディスカッション等を行う。
- ・ 会社の採用している会計方針について質問する。
- ・ 取引の記録、分類及び要約のために、また、中間財務諸表に開示する情報を収集し、中間財務諸表を作成するために、会社が採用している手続について質問する。
- ・ 中間財務諸表に関する重要な事項について質問する。
- ・ 分析的手続を実施する。分析的手続の適用に当たって、監査人は、過去の会計上の要修正事項の内容を考慮する必要がある。
- ・ 株主総会、取締役会、取締役会付帯の各種委員会その他の重要な会議において採択された事項で、中間財務諸表に影響を及ぼす可能性のあるものについて質問する。
- ・ 中間財務諸表が開示された会計方針に準拠しているかどうかを検討するため中間財務諸表を閲覧する。
- ・ 財務及び会計の責任者に以下の事項を質問する。
 - － すべての取引が記録されたかどうか。
 - － 中間財務諸表が開示された会計方針に準拠して作成されたかどうか。
 - － 会社の事業内容又は会社の採用している会計方針に変更があるかどうか。
 - － 重要な偶発事象及び後発事象があるかどうか。
 - － 以上の手続を適用する過程において疑問が生じた事項

以 上

四半期レビューに関する実務指針

平成19年10月30日

日本公認会計士協会

目次

	頁
I はじめに.....	1
II 四半期レビューの目的.....	2
III 四半期レビューにおける一般基準.....	2
IV 四半期レビュー契約の締結.....	3
V 四半期レビュー手続.....	4
1. 四半期レビュー計画.....	4
2. 重要性の基準値.....	4
3. 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解.....	4
4. 質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続.....	6
(1) 過去に発生した訂正済又は未訂正の虚偽の表示の検討.....	6
(2) 議事録の閲覧等.....	6
(3) 経営者とのディスカッション.....	6
(4) 質問及び分析的手続.....	7
(5) 会計記録に基づく作成.....	9
(6) 追加的な手続.....	10
(7) 後発事象に係る四半期レビュー手続.....	10
(8) 継続企業の前提に係る四半期レビュー手続.....	10
5. 四半期レビュー手続の実施時期及び四半期レビューと年度の財務諸表の監査の 関係.....	12
6. 虚偽の表示の評価.....	12
7. 経営者からの書面による確認.....	13
8. 子会社等に対する四半期レビュー手続.....	15
9. 他の監査人の利用.....	16
VI 経営者等への伝達と対応.....	16
VII 四半期レビュー報告書.....	16
1. 全般的事項.....	16
(1) 四半期レビューの対象.....	17

(2) 実施した四半期レビューの概要.....	17
(3) 四半期財務諸表に対する結論.....	17
2. 結論に関する除外.....	18
3. 否定的結論.....	18
4. 四半期レビュー範囲の制約及び結論の不表明.....	19
5. 継続企業の前提.....	20
6. 追記情報.....	22
VIII 四半期レビュー調書.....	23
IX 四半期レビューに際してその他の留意事項.....	23
1. 監査人の責任及び四半期レビュー手続.....	23
2. 監査人の交代.....	23
3. 審査.....	24
X 適 用.....	24
付録1 四半期レビュー報告書の文例.....	25
1. 四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書.....	25
(1) 無限定の結論（指定証明の場合）.....	25
(2) 結論に関する除外.....	27
(3) 否定的結論.....	27
(4) 四半期レビュー範囲の制約.....	28
(5) 結論の不表明.....	29
(6) 継続企業の前提.....	30
(7) 追記情報.....	32
2. 四半期財務諸表に関する四半期レビュー報告書.....	33
付録2 経営者確認書の記載例.....	35

I はじめに

近年における企業業績等に係る情報の適時かつ迅速な開示のニーズの高まりにより、東京証券取引所は、平成11年11月のマザーズ市場の開設当初からマザーズ上場会社に対して第1四半期及び第3四半期までの会計期間に係る「四半期業績の概況」の開示を義務付けてきた。これに加え、その他の上場会社についても平成14年6月に東京証券取引所により公表された「四半期財務情報の開示に関するアクション・プログラム」を道標に、早期かつ円滑に四半期開示を定着させるため、段階的に四半期開示の導入が進められ、平成17年4月1日以後に開始する連結会計年度に係る四半期開示からは、売上高等の開示を中心とする四半期業績の概況の開示に加え、さらに充実した内容の「四半期財務・業績の概況」の開示が求められてきたところである。また、上記の四半期決算導入の動きは東京証券取引所以外の取引所においても導入されることとなった。

こうした四半期決算の開示実務の定着に鑑み、証券取引法上の制度としても四半期報告制度の導入が検討され、平成18年6月に成立した金融商品取引法において、平成20年4月1日以後開始する事業年度から、上場会社等に対して四半期報告書の提出が義務付けられ、当該報告書に掲載される四半期財務諸表については公認会計士又は監査法人の監査証明を受けることとされた。これを受けて、企業会計基準委員会は四半期財務諸表の作成基準である企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を平成19年3月14日に公表するとともに、企業会計審議会は平成19年3月27日に、四半期レビュー基準を公表した。

なお、国際監査基準（ISA）におけるレビューに関する基準であった第910号は、上記マザーズ市場における監査・保証実務委員会研究報告第9号「東京証券取引所のマザーズ上場企業等の四半期財務諸表に対する意見表明業務について（中間報告）」において参考とされたが、現在では、廃止されている。これに対して、年度の監査人が行う期中財務情報に係るレビューについて、平成17年7月に国際レビュー業務基準（ISRE）第2410号として公表され、平成18年12月15日以後に開始する期中財務情報に係るレビューより適用されているが、我が国の四半期レビュー基準は当該国際基準に沿うものとなっている。

本報告は、上記金融商品取引法において求められる四半期財務諸表に対して行われる四半期レビューに関する実務指針を提示するものである。したがって、当該制度以外で行われる業務、例えば非上場会社に対する任意のレビューや年度の財務諸表の監査人ではない公認会計士又は監査法人が行うレビュー業務等に対して指針を与えるものではない。

また、本報告では、「監査人」という用語を用いているが、これは、監査人が監査機能を発揮するという意味ではなく、四半期財務諸表に対して行う四半期レビューは年度の財務諸表の監査人により実施されることが求められているためである。

II 四半期レビューの目的

四半期レビューの目的は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかに関し、監査人が自ら入手した証拠に基づいて判断した結果を結論として表明することにある。当該結論は、四半期財務諸表に重要な虚偽の表示があるときに不適切な結論を表明するリスクを適度な水準に抑えるために必要な手続を実施して表明されるものであるが、四半期レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものでない（四半期レビュー基準 第一 四半期レビューの目的）。

このように当該四半期レビューの目的と年度の財務諸表の監査の目的とは異なるものであり、四半期レビューは、四半期財務諸表が一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見を表明するものではなく、四半期レビュー手続は、質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続に限定されており、年度の財務諸表の監査で要求される証拠のすべてを入手する手続は求められていない。

すなわち、四半期レビューにおいては、通常、内部統制の運用評価手続や実査、立会、確認、証憑突合、質問に対する回答についての証拠の入手及びその他の実証手続に基づく証拠の入手は要求されていない。したがって、四半期レビューは、重要な事項がもしあれば、監査人に気付かせるものであるが、年度の財務諸表の監査であれば可能であったであろうすべての重要な事項を発見することを保証するものではない。

III 四半期レビューにおける一般基準

四半期レビュー基準の設定に関する意見書二1では、「四半期レビューの目的の達成に関連して、監査人が備えるべき要件及び監査に対する姿勢について定めている監査基準の一般基準及び監査に関する品質管理基準は、四半期レビューにも適用されることに留意する必要がある。」とされている。

監査人は、四半期レビューの実施に当たって、職業倫理に関する規定等及び品質管理の基準等を遵守しなければならない。職業倫理に関する規定等は、公認会計士法・同法施行令等、日本公認会計士協会により公表された会則・倫理規則その他に含まれる倫理に関する規定をいう。品質管理の基準等は、企業会計審議会により公表された「監査に関する品質管理基準」並びに日本公認会計士協会により公表された品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書第32号「監査業務における品質管理」をいう。

また、四半期レビュー基準の設定に関する意見書二1において記載されているように、「監査人は、四半期レビューにおいても、年度の財務諸表の監査におけると同様に職業

的専門家としての正当な注意を払い、特に、四半期財務諸表が一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して作成されていない事項が、すべての重要な点において存在するかもしれないとの職業的懐疑心をもって四半期レビューを計画し、実施しなければならない。」とされている。これは、監査人の責任の遂行の基本が、職業的専門家としての正当な注意を払うことであり、四半期レビュー計画の策定から、その実施、結論を表明するための基礎の入手及び評価、結論の表明に至るまで、四半期財務諸表が一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が存在するおそれに常に注意を払うことを求めるとの観点から、職業的懐疑心を保持すべきことを強調したものである。

このように、職業的懐疑心は、監査人が四半期財務諸表における重要な虚偽の表示の可能性に常に注意すること、質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続の結果や経営者の陳述が相互に矛盾していないかどうかについて批判的に評価すること、さらにそれらの信憑性に疑念を抱かせることになる四半期レビュー手続の結果にも注意を払うことによって発揮される。

IV 四半期レビュー契約の締結

四半期レビューを行う監査人は、契約を締結し、業務の内容について合意しなければならない。

当該契約は、文書をもって行うこととなるが、四半期レビューは、年度の財務諸表の監査人と同一の監査人が行うこととなり、また金融商品取引法上監査証明として規定されていることから、監査契約と同時に一体として締結することも可能である。

特に第1四半期会計期間末日は、前年度の財務諸表の監査終了後すぐに到来することから、四半期レビュー契約に関して、第1四半期会計期間に係る四半期レビュー手続開始前にその契約内容について合意しておく必要がある。

四半期レビュー契約書の作成に当たって、少なくとも以下の四半期レビューに特有の事項が記載されることとなる。

- ・ 四半期レビューの目的
- ・ 四半期レビューの対象とする四半期財務諸表の範囲
- ・ 四半期財務諸表の作成責任が経営者にあること
- ・ 四半期財務諸表を作成するための内部統制を構築し維持する責任が経営者にあること
- ・ 四半期レビューの実施に必要な会計記録及び資料をすべて提示する責任が経営者にあること
- ・ 監査人が四半期レビューの実施に当たり口頭で説明を受けた事項及び会計記録等に内在する経営者の主張を確認するために、経営者確認書を提供することに合意すること

V 四半期レビュー手続

1. 四半期レビュー計画

監査人は、四半期財務諸表に係る投資家の判断を損なうような重要な虚偽の表示を看過することなく、かつ、四半期レビューを効果的かつ効率的に実施するため、四半期レビューと年度の財務諸表の監査の関係を考慮し、年度の財務諸表の監査に係る監査計画の一環として四半期レビュー計画を策定できる。

特に第1四半期会計期間末日は、前年度の財務諸表の監査終了後すぐに到来することから、第1四半期の四半期レビュー計画の策定は、前年度の財務諸表の監査の終了直後又はその最終段階から始まり、当該監査結果を踏まえ、第1四半期における新たな事象や状況の変化等を考慮することとなる。年度の財務諸表の監査計画と同様、四半期レビュー計画も連続的、反復的なプロセスであるので、各四半期会計期間のみならず、第3四半期レビュー終了まで必要に応じて、見直し、修正されることとなる。

四半期レビューに係る計画の策定に当たり、監査人は、重要性の基準値、重要な虚偽表示のリスクの評価、四半期レビュー手続、子会社等に対する四半期レビュー手続、他の監査人の利用、継続企業の前提等について考慮する。

2. 重要性の基準値

実務上、四半期レビューは年度の財務諸表の監査を前提として実施されるものであることから、年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値を四半期レビューにおいても適用することが合理的である。また、四半期の実績数値が通年のものよりも小さいことなどにより、四半期レビューにおける重要性の基準値を年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値よりも小さくする場合もあり得るが、少なくとも、年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値を上限とすべきである。これは四半期レビューに係る重要性の基準値が年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値を超えると、年度の財務諸表の監査において各四半期の取引や勘定について行うべき監査手続を適時にかつ効果的に実施することを計画できない、又は、年度の財務諸表の監査において検討すべき重要な着眼点等を十分に検討できないことを考慮したことによる。

3. 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解

四半期レビュー基準 第二 実施基準 1では、「監査人は、四半期レビュー計画の策定に当たり、年度の財務諸表の監査において行われる、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解並びにそれに基づく重要な虚偽表示のリスクの評価を考慮し、四半期財務諸表の作成に係る内部統制についても十分に理解しなければならない。」とされている。当該規定は、重要な虚偽表示のリスクの種類を特定し、発生の可能性を評価するとともに、質問や分析を行うべき事象、取引及び経営者の主張等を特定し、四半期レビュー計画を十分に策定し、結論の表明のための基礎を得るために実施する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を選択し、選択した四半期レビュー手続を実施するためには、年度の財務諸表のみならず四半期財務諸表に係る内部統制を含む企

業及び企業環境について十分な理解を得ることが不可欠であることを求めたものである。

(1) 年度の財務諸表の監査における内部統制を含む、企業及び企業環境についての理解は、監査基準委員会報告書第29号「企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスク評価」に従い、年度の監査計画を作成する上で求められている。四半期レビューにおいて、四半期における内部統制の変更の有無、企業の属する業界及び企業の事業の現状と今後の動向に関する事項を、質問等によって理解する。

継続的に年度の財務諸表の監査を行っている場合における四半期レビューにおいては、前年度の財務諸表の監査における理解を更新することにより、企業及び企業環境を理解することとなる。

なお、監査基準委員会報告書第29号「企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価」《付録1 企業及び企業環境の理解》には、企業及び企業環境を理解するに当たって監査人が検討する事項が列挙されており、四半期レビューにおいても参考となる。

内部統制を含む、企業及び企業環境についての理解に係る手続を以下に例示する。

- ・ 前期の監査調書及び当該四半期会計期間以前の四半期レビュー調書を閲覧し、内部統制及び企業環境についての理解を更新する。
- ・ 直近の年度財務諸表、前年同期の四半期財務諸表から、企業の現状及び今後の動向、並びに季節的変動を理解する。
- ・ 前期における訂正済の虚偽の表示及び未訂正の虚偽の表示の内容を吟味し、重要な虚偽表示のリスクがあるかどうか検討する。
- ・ 内部統制の重大な欠陥の存在など、継続的に重要な虚偽の表示が生じる可能性のある重要な会計及び開示上考慮・判断すべき事項について検討する。
- ・ 当期中に実施した監査手続の結果が四半期レビューに与える影響を検討する。
- ・ 企業の事業活動の重要な変化の有無、その影響について、経営者に質問する。
- ・ 内部監査の結果及びそれに対する経営者の対応について、内部監査の担当者に質問する。
- ・ 内部統制の重要な変更、及びその変更が四半期財務諸表の作成に与える影響に関して経営者に質問する。
- ・ 不正により重要な虚偽の表示が発生する可能性に対する経営者の評価結果について経営者に質問する。
- ・ 四半期財務諸表の作成プロセス及び四半期財務諸表の基礎となった会計記録の信頼性について経営者に質問する。
- ・ 特別な検討を必要とするリスクについて検討する（過去に経営者が内部統制を無視したことによるリスクを含む。）。

(2) 四半期財務諸表の作成に関係する内部統制が、例えば、四半期特有の会計処理に係る内部統制等、年度財務諸表の作成に関係する内部統制とは異なる可能性がある

ため、監査人は四半期財務諸表に係る内部統制を十分に把握し理解する必要がある。

4. 質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続

四半期レビュー基準の設定に関する意見書二二において、四半期レビューの手続は、質問及び分析的手続等を基本とすること、質問及び分析的手続の実施に当たっては、経営者等に対して、四半期財務諸表の重要な項目に関して的確な質問を実施するとともに、業種の特性等を踏まえたきめ細かな分析的手続を実施することとされている。このように四半期レビューは、質問（経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施）、分析的手続その他の四半期レビュー手続に限定されている。当該四半期レビュー手続の範囲及び種類等は、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解に基づき、選択されることとなるが、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかについての監査人の結論の基礎を与えるように実施しなければならない。

四半期財務諸表が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかについて検討する必要があるが、具体的な四半期レビュー手続を以下に例示する。ただし、例示したすべての手続が実施されることを意図するものではなく、また、四半期財務諸表に重要な虚偽の表示が存在する可能性が高いと認められる場合には、ここに掲げている手続以外の追加的な手続が必要となることも考えられる。

(1) 過去に発生した訂正済又は未訂正の虚偽の表示の検討

過去の年度の財務諸表の監査又は四半期レビューにおける訂正済又は未訂正の虚偽の表示が当四半期会計期間における四半期レビューに与える影響を検討し、四半期レビュー手続に反映させる。

(2) 議事録の閲覧等

株主総会議事録、取締役会議事録及びその他の重要な会議の議事録又は重要な決裁文書を閲覧し、重要な意思決定及び四半期財務諸表に重要な影響を与える事象の発生の有無を確かめる。また、議事録等に記載されていない重要な事実の有無について質問する。

(3) 経営者とのディスカッション

少なくとも、以下のような事象がある場合には、監査人は、経営者とのディスカッションの実施を検討する。

- ・ 継続企業の前提についての疑義が存在する場合
- ・ 重要な未訂正の虚偽の表示が存在する場合
- ・ 重要な後発事象が存在する場合

- ・ 四半期財務諸表に重要な影響を与える不正等がある場合

(4) 質問及び分析的手続

監査人は、議事録の閲覧や分析的手続の結果を踏まえて、的確な質問を実施する必要がある。四半期レビューにおいては、通常、質問に対する回答について、証憑突合等の分析的手続・追加的な手続以外の手続を実施することにより、質問に対する回答を裏付ける証拠を入手することは要求されていない。したがって、質問に対する回答が合理的であり、かつ、整合的であるかについて十分注意を払う必要がある。

① 質問

四半期レビュー基準 第二 実施基準 4において、「監査人は、四半期財務諸表の重要な項目に関して、それらの項目が一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して作成されているかどうか、会計方針の変更や新たな会計方針の適用があるかどうか、会計方針の適用に当たって経営者が設けた仮定の変更、偶発債務等の重要な会計事象又は状況が発生したかどうか、経営者や従業員等による不正や不正の兆候の有無等について、経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者その他適切な者に質問を実施しなければならない。」とされている。したがって、質問は、質問事項について十分な知識を有し、責任をもって回答できる適切な経営者又は役職者等に対して実施する必要があることに留意する。

質問の例示としては、次のとおりである。

ア. 四半期レビュー対象となる四半期財務諸表について、以下の事項を質問する。

- ・ 四半期財務諸表が一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して適正に作成されているか。
- ・ 重要な会計方針の変更（会計基準の変更に伴う会計方針の変更を含む。）があるか（重要な会計方針の変更がある場合には、その内容、理由及び影響額）。
- ・ 新たに会計方針を採用又は適用すべき重要な新規事象、取引等はあるか（変更がある場合には、その内容、理由及び影響額）。
- ・ 四半期財務諸表における会計方針の適用に当たって経営者が設けた仮定や見積り計算方法などに変更があるか。
- ・ 簡便な会計処理を採用しているか（簡便な会計処理を採用している場合には、その内容及び簡便な会計処理を採用することの合理性及び継続性）。
- ・ 偶発債務等の重要な会計事象又は状況が発生したか（重要な偶発債務又は偶発損失が存在した場合には、その内容並びに会計処理及び開示の方針）。
- ・ その他、四半期財務諸表の作成に係る重要な事項があるか。
 - － 未訂正の虚偽の表示があるか（未訂正の虚偽の表示がある場合には、その内容）。
 - － 企業結合や事業セグメントの売却などの四半期財務諸表に重要な影響

- を与える可能性のある非定型的又は複雑な事象や取引があるか。
- 一 関連当事者との取引が適切に計上されているか。
- 一 重要な契約が締結されているか。重要な契約又はそれに伴う契約債務に重大な変更がないか。
- イ. 不正による四半期財務諸表の重要な虚偽の表示の可能性に対する経営者の評価について質問する。
- ウ. 次の者が関与する企業に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関する情報の有無について質問する。
 - ・ 経営者
 - ・ 内部統制において重要な役割を担っている従業員
 - ・ 四半期財務諸表に重要な影響を及ぼすような不正に関与している者
- エ. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した四半期財務諸表に影響する不正の申立て又は不正の疑いに関する情報の有無について質問する。
- オ. 四半期財務諸表に重要な影響を与える違法行為の有無について質問する。
- カ. 四半期財務諸表に重要な影響を及ぼすと認められる事項に気が付いた場合には、当該事項の内容が四半期財務諸表において適切に会計処理及び開示されているかについて質問する。
- キ. 社債・借入金等に係る契約条項への準拠性について質問する。
- ク. 四半期会計期間末日近くに重要な取引が発生したか否かについて質問する。
- ケ. 簿外資産・負債の有無について質問する。
- コ. 訴訟事件等の有無について質問する。
 - ・ 偶発債務、後発事象等の検討において訴訟事件の有無（今後の発生可能性の有無を含む。）及びその会計処理、開示の適正性について質問を行うこととなるが、通常四半期レビューにおいては、弁護士への確認等の実証手続の実施を要しない。しかしながら、四半期財務諸表に係る会計処理や開示に疑義があり、顧問弁護士が関連する情報を有していると考えられる場合は、顧問弁護士と協議を行うことを検討する必要がある。

② 分析的手続

分析的手続は、四半期財務諸表について企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項の有無を検討することを目的として、重要な項目間の関連性の矛盾、異常変動の有無及び異常性のある特定の事項等を識別するため、四半期レビュー計画において策定され実施されるものである。分析的手続の実施に当たっては、単純な比較から統計的手法まで多様な手法が用いられるが、趨勢分析、比率分析、回帰分析等が含まれる。

四半期レビュー基準 第二 実施基準 5において、「監査人は四半期財務諸表と過去の年度の財務諸表や四半期財務諸表の比較、重要な項目の趨勢分析、主要項目間の関連性比較、一般統計データとの比較、予算と実績との比較、非財務

データとの関連性分析、部門別・製品別の分析、同業他社の比率や指数との比較等、財務数値の間や財務数値と非財務数値等の間のある関係を確かめるために設計された分析的手続を、業種の特性等を踏まえて実施しなければならない。分析的手続を実施した結果、財務変動に係る矛盾又は異常な変動がある場合には追加的な質問を実施し、その原因を確かめなければならない。」とされている。

したがって、分析的手続は業種の特性等企業及び企業環境を理解した上で、適切な分析的手続を実施し、矛盾又は異常な変動等がある場合はその原因を確かめる必要があることに留意する。

また、四半期レビュー手続において分析的手続は重要な手続であるが、年度の財務諸表の監査における分析的手続と特段異なる手法を用いるものではないことに留意する必要がある。監査基準委員会報告書第1号「分析的手続」は年度の財務諸表の監査における実務上の指針を提供するものであるが、定義（第2項）、基礎的前提（第3、4項）、手法（第6項）、実施対象（第7項）、利用するデータ（第8項）は、四半期レビューにおいて参考とすることが有用と考えられる。ただし、四半期レビューにおいては実証手続は求められていないので、実証手続として分析的手続を行うわけではない点、対象とするデータは監査済データであることを要しない点、年度の財務諸表の監査に比し精度の高い推定値は必ずしも必要ない点、重要な差異の調査において質問を行った結果に対して証憑突合を行い回答の合理性を確かめる必要がない点等監査手続とは異なる点に留意する必要がある。

分析的手続には、四半期レビュー基準 第二 実施基準 5に示されている例示に加え、監査人が実施する手続として次のようなものが考えられる。

- ・ 四半期財務諸表と経営者が予測した四半期財務諸表（例えば、計画、予算、見込等）との比較
- ・ 監査人による推定値（金額・比率、傾向等）との比較（なお、監査人は企業及びその企業が属する業種についての理解に基づき合理的に推定を行うことに留意する。）

分析的手続においては、総括的な分析に加え、事業セグメント（又は、さらに細かい事業区分）ごとの期間比較（四半期、月次、週次等）、所在地別期間比較、取引の属性別期間比較等きめ細やかな分析的手続を行うことに留意する。

また、分析的手続には、比率分析、趨勢分析の他回帰分析などの統計的手法が用いられる場合もあり、これらは手作業又はコンピュータを利用して実施されるものと考えられる。

(5) 会計記録に基づく作成

四半期レビュー基準 第二 実施基準 6において、「監査人は、四半期財務諸表が、年度の財務諸表の作成の基礎となる会計記録に基づいて作成されていることを確かめなければならない。」とされている。このとき監査人が、四半期財務諸表

について証憑や関連資料等の原始資料との突合等の実証手続を行うことを意図しているものではないことに留意する。すなわち、監査人は、四半期財務諸表と総勘定元帳、連結精算表等との突合を行い両者が一致又は調整後一致することにより、四半期財務諸表が、年度の財務諸表の作成の基礎となる会計記録に基づいて作成されているか否かを確認する必要があるが、当該会計記録の適正性について証拠を入手することは求められていない。

(6) 追加的な手続

四半期レビュー基準 第二 実施基準 7において、「監査人は、四半期財務諸表について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合には、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して当該事項の有無を確認し、その事項の結論への影響を検討しなければならない。」とされている。したがって、追加的な手続は、質問及び分析的な手続等の四半期レビュー手続を行った結果、監査人が四半期財務諸表について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合、又は疑義が生じた場合に行うものである。

四半期財務諸表について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合又は疑義が生じた場合とは、例えば、重大な売上取引に関して一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかについて疑義が認められた場合が該当し、この場合監査人は、財務及び会計に関する事項に責任を有する者、営業、売上、会計担当者等の適切な者に取引内容や取引条件等について質問、売買契約書の閲覧等の追加的な手続を実施し、重要な虚偽の表示の有無、及び結論への影響を検討しなければならない。

(7) 後発事象に係る四半期レビュー手続

四半期レビュー基準 第二 実施基準 8において、「監査人は、四半期財務諸表において修正又は開示すべき後発事象があるかどうかについて、経営者に質問しなければならない。」とされている。具体的には、経営者、財務及び会計に関する責任を有する者その他適切な者に質問するとともに、株主総会、取締役会等の議事録の閲覧を行うこと等が考えられるが、前記の(4)①コに記載したように弁護士に対する確認等の実証手続を行う必要はない。なお、後発事象の類型、例示等については監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」を参照することが有用である。

(8) 継続企業の前提に係る四半期レビュー手続

四半期レビュー基準 第二 実施基準 9において、「監査人は、前事業年度の

決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関する経営者の評価に変更があるかどうかについて質問し、また、監査人が継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況を認めた場合には、経営者に開示の要否について質問しなければならない。質問の結果、開示を必要とする事象又は状況があると判断した場合には、それらの事象又は状況が四半期財務諸表において、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかに関し、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して、検討しなければならない。」とされている。

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況については、前事業年度の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の大きな変化の有無、あるいは、前事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在していなかったものの当該四半期会計期間に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の新たな発生の有無に関して、経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者その他適切な者に質問を行うことにより確かめるほか、議事録等の閲覧、分析的手続等の四半期レビュー手続の実施に当たっても重要な疑義を抱かせる事象又は状況の発生の有無に関して留意する必要がある。さらに、開示に当たっては、経営者の対応等の注記が求められている。監査人は当該注記について質問、関連書類の閲覧等により確かめることとなるが、実証手続を行う必要はないので、通常、注記の根拠となる証拠資料や経営計画の合理性等に関する証拠資料を入手する必要はない。

また、四半期レビュー基準の設定に関する意見書二 2 (3)において、「前事業年度の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に大きな変化がある場合、あるいは、前事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在していなかったものの、当該四半期会計期間に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生した場合については、少なくとも当該四半期会計期間末から一年間の継続企業の前提について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかに関し、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して検討することに留意する。」とされている。

これは、前事業年度の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に大きな変化がある場合及び当該四半期会計期間に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生した場合に限定して、当該四半期会計期間末から少なくとも一年間にわたり企業が事業活動を継続できるかどうかについて評価することが経営者に求められることを明確にした規定である。

特に前事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に大きな変化がある場合の検討に当たっては、前事業年度から悪化した場合に十分な検討が必要になる。そのような場合には、状況が悪化した上でなお少なくとも一年間にわたる事業活動の継続性に関して四半期財務諸表の作成基準に準

拠して適正に表示していないと信じさせる事項が認められるかどうかについて検討する必要があることから、監査人には慎重な判断と対応が求められていることに留意する。

5. 四半期レビュー手続の実施時期及び四半期レビューと年度の財務諸表の監査の関係

四半期レビュー手続は、四半期財務諸表作成後だけでなく、四半期財務諸表の作成時又は作成前に多くの四半期レビュー手続を行うことができると考えられる。例えば、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解についての手続や、株主総会や取締役会等の議事録の閲覧については、四半期会計期間の末日以前から四半期レビュー手続を実施することが考えられる。このように四半期レビュー手続を早期に実施することにより、四半期財務諸表に影響を与える重要な会計上の問題を含む重要な着眼点等を認識し、検討を開始することができる。

また、四半期レビューは、年度の財務諸表の監査を前提として実施されるものであるため、年度の財務諸表の監査の実効性の向上のため、監査人は四半期レビュー手続と同時に一部の監査手続を行い、年度の財務諸表の監査と適切に組み合わせて四半期レビューを効果的かつ効率的に実施することとなる。例えば、四半期レビュー手続として実施した取締役会議事録の閲覧の結果及び閲覧の結果実施した追加的手続がもしあればその結果についても、年度の財務諸表の監査で利用することができる。また、四半期会計期間に発生した重要な又は非経常的な取引、例えば、企業結合、組織変更、事業セグメント等の売却や巨額の収益計上に係る監査手続を四半期レビューの対象となる四半期会計期間における四半期レビュー手続の実施と同時期に実施することも年度の財務諸表の監査の実効性の向上のため適切であると考えられる。

6. 虚偽の表示の評価

監査人は、気が付いた未訂正の虚偽の表示について、四半期財務諸表全体に対し、個別に又は集計して重要であるかどうかについて評価しなければならない。

これは、四半期レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものでないものの、虚偽の表示に気が付いたが訂正されない場合に、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項と認められるかどうかについて判断するため、気が付いた虚偽の表示について個別に又は集計して評価しなければならないためである。

また、虚偽の表示に気が付いたが訂正されない場合は、職業的専門家として当該未訂正の虚偽の表示について評価を行わなければならない。この評価に際して、金額的影響のみならず、質的影響についても考慮しなければならない。したがって、虚偽の表示の原因、過去に発生した事象に基づくものか、四半期レビューの対象となっている四半期会計期間に発生したものか、また四半期レビューの対象となっている四半期

会計期間より前の、あるいは、その後の四半期会計期間や年度財務諸表に影響を及ぼす事項かどうか等、当該虚偽の表示の意味するところを検討する必要がある。監査人は、当該虚偽の表示の意味するところを十分に考慮した上で、その金額的影響について、四半期レビューのための重要性の基準値（改訂されているときは改訂後の基準値）を基礎として決定した重要性の基準値又は四半期財務諸表の実績数値に照らして検討する。この場合、虚偽の表示を評価するに当たっての判断基準は、年度の財務諸表の監査における重要性の基準値を基礎とするが、四半期の実績数値が通年のものよりも小さいことなども考慮して判断する。なお、ごく少額の虚偽の表示でそれが集計しても四半期財務諸表全体に重要な影響を及ぼさないことが明らかな場合には、当該虚偽の表示を気が付いた未訂正の虚偽の表示の集計から除外することができる。

7. 経営者からの書面による確認

(1) 経営者確認書には少なくとも次に掲げる事項を記載するよう求めなければならない。

① 四半期レビュー対象となる四半期財務諸表に係る事項

- ・ 四半期財務諸表の作成責任は経営者にある旨
- ・ 四半期財務諸表は一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して適正に作成している旨
- ・ 四半期財務諸表及びその作成の基礎となる会計記録に適切に記録していない重要な取引はない旨
- ・ 不正を防止し発見する内部統制を構築し維持する責任は、経営者にあることを承知している旨
- ・ 不正による四半期財務諸表の重要な虚偽の表示の可能性に対する経営者の評価を監査人に示した旨
- ・ 次の者が関与する企業に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関する情報が存在する場合、当該情報を監査人に示した旨
 - － 経営者
 - － 内部統制において重要な役割を担っている従業員
 - － 四半期財務諸表に重要な影響を及ぼすような不正に関与している者
- ・ 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した四半期財務諸表に影響する不正の申立て又は不正の疑いに関する情報を監査人に示した旨
- ・ 四半期財務諸表に重要な影響を与える違法行為はない旨

② 四半期レビュー手続上の制約に係る事項

- ・ 監査人から要請のあったすべての資料（関連当事者の存在及び関連当事者との取引の識別に関するすべての資料を含む。）を監査人に提供した旨
- ・ すべての株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な稟議書及び契約書は閲覧に供した旨

- ③ 四半期財務諸表に重要な影響を及ぼす事項
- ・ 規制当局からの通告・指導等で四半期財務諸表に重要な影響を与える事項はない旨
 - ・ 資産又は負債の計上額や表示に重要な影響を与える経営計画又は意思決定はない旨
 - ・ 契約不履行の場合に、四半期財務諸表に重要な影響をもたらすような契約諸条項はすべて遵守している旨
 - ・ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「四半期連結財規」という。）第46条又は四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「四半期財規」という。）第41条の規定に基づき、重要かつ著しい変動が認められる担保に供している資産は適切に注記している旨（当該重要かつ著しい変動が認められる担保に供している資産がない場合にはその旨）
 - ・ 四半期財務諸表に計上又は注記している事項を除き、重要な偶発事象及び後発事象はない旨
- ④ 四半期財務諸表における網羅性に係る事項
- ・ 関連当事者との取引は適切に計上している旨
 - ・ 四半期財務諸表に重要なデリバティブ取引は適切に計上している旨（当該重要なデリバティブ取引がない場合にはその旨）
 - ・ 四半期連結財規第17条又は四半期財規第10条の規定に基づき、重要かつ著しい変動があるデリバティブ取引は適切に注記している旨（当該重要かつ著しい変動があるデリバティブ取引がない場合にはその旨）
- ⑤ 監査人が気が付いた未訂正の四半期財務諸表の虚偽の表示に係る事項
- ・ 監査人が気が付いた未訂正の四半期財務諸表の虚偽の表示による影響が、個別にも集計しても、四半期財務諸表全体にとって重要でない旨（当該虚偽の表示の要約は経営者確認書に含めるか、添付しなければならない。）
- (2) (1)に掲げた事項のほかにも、確認事項の例としては次のような事項が考えられる。
- ① 継続企業の前提に係る事項
- 継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合
- ・ 継続企業の前提に基づいて四半期財務諸表を作成することが適切であると判断している旨
 - ・ 継続企業の前提に関して開示すべき事項はすべて四半期財務諸表に注記している旨
 - ・ 四半期財務諸表に注記した事象又は状況を除き、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はないと判断している旨
 - ・ 監査人に提示した経営者の対応等は実行可能であり、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消（又は大幅に緩和）するよう努力する旨
- ② 会計方針に係る事項

重要な会計方針の変更がある場合には、その旨及び理由

③ 経営者の意思や判断に係る事項

- ・ 有価証券の時価が著しく下落しているにもかかわらず減損処理を行っていない場合に、取得原価まで時価が回復するかどうかに関する経営者の見解
- ・ 長期滞留棚卸資産の評価減の必要性の有無に関する経営者の見解
- ・ 取立不能のおそれのある債権に係る担保の評価の妥当性や貸倒引当金設定の必要性の有無に関する経営者の見解
- ・ 繰延税金資産の回収可能性に関する経営者の見解
- ・ 有価証券の保有目的に関する経営者の見解
- ・ 金融商品の時価の算定方法と重要な仮定に関する経営者の見解
- ・ 資産計上しているソフトウェアの評価に関する経営者の見解
- ・ 会計上の見積りの基礎となる仮定に関する経営者の見解
- ・ セグメント情報表示区分の基準に関する経営者の見解
- ・ 連結の範囲及び持分法の適用範囲の適切性に関する経営者の見解

8. 子会社等に対する四半期レビュー手続

監査人は、四半期レビューに当たり、子会社等が特に重要な子会社等に該当する場合、当該子会社等に往査するか又は他の監査人を利用して、質問、分析的手続その他四半期レビュー手続を実施する。この場合、当該子会社等の内部統制を含む、企業及び企業環境を理解するためには相応の手続を要すると考えられるため、他の監査人を利用せず往査することのみで四半期レビュー手続を実施するかどうかについて、特に重要な海外子会社等について留意しつつ慎重な検討が必要である。

監査人は、特に重要な子会社等に該当しない子会社等については、親会社における子会社等の管理部門の内部統制を理解し、親会社において質問、分析的手続等を中心とする四半期レビュー手続を実施する。さらに追加で四半期レビュー手続を行うことが必要と判断した場合、当該子会社等に往査するか又は他の監査人を利用して追加の四半期レビュー手続を実施する。

特に重要な子会社等とは、例えば、以下のいずれかの会社が該当すると考えられる。

(1) 相当規模の会社

売上高構成率、資産構成率、連結剰余金構成率等からみて相当規模と認められる連結子会社又は持分法適用会社

(2) 重要な虚偽表示のリスクの程度が高いと評価される会社

- ① 投機的なデリバティブ取引を行っている連結子会社又は持分法適用会社
- ② 前年度又は前四半期に重要な虚偽の表示が発見された連結子会社又は持分法適用会社
- ③ 重要な偶発事象等がある連結子会社又は持分法適用会社
- ④ 継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況が存在する連結子会社又は持分法適用会社

なお、純粹持株会社の事業子会社は、特に重要な子会社等に該当する可能性が高いので、慎重な検討が必要である。

9. 他の監査人の利用

監査人は、他の監査人によって行われた四半期レビュー等の結果を利用する場合には、四半期レビューに係る四半期レビュー手続を勘案して、当該他の監査人に対して必要と認められる適切な指示を行わなければならない。他の監査人の実施した四半期レビュー等の結果を利用する程度及び方法の決定に当たっては、当該他の監査人が関与した四半期財務諸表等の重要性、重要な虚偽表示のリスク及び他の監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案する必要があるが、他の監査人の品質管理の状況等については、年度の財務諸表の監査における他の監査人の品質管理の状況等に変更があるかどうかについて質問等により確かめることができると考えられる。

VI 経営者等への伝達と対応

四半期レビューの結果、四半期財務諸表について一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合には、監査人は、経営者を含む、適切なレベルの役職者に速やかに報告し、改善を求めなければならない。経営者等が合理的な期間内に適切に対処しない場合は、監査人は監査役若しくは監査役会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）に報告しなければならない。また、合理的な期間内に適切に対処しない場合は、監査人は、結論に関する除外とすかどうかの検討に加え、年度の財務諸表の監査・四半期レビュー契約の継続の可否等についても検討する必要がある。

当該報告は、適時に行われる必要があり、口頭又は書面で行われる。いずれの方法によるかは、内容、影響度や重要性等、又は報告の時期によっても異なる。口頭で報告が行われた場合にも、監査人はその内容を四半期レビュー調書に記録する。

特に、四半期レビューの結果、不正や違法行為等の存在に気が付いた場合にも、監査人は、経営者を含む、適切なレベルの役職者及び監査役等に速やかに報告し、改善を求めなければならない。どの階層の経営者を含む役職者に報告するかは、共謀の可能性や経営者の関与等にも留意して決定する必要がある。

四半期財務諸表の虚偽の表示に係るガバナンスに係る問題点についても、もしあれば監査役等に報告する必要がある。

VII 四半期レビュー報告書

1. 全般的事項

四半期レビュー報告書は、基本的に「四半期レビューの対象」、「実施した四半期レビューの概要」及び「四半期財務諸表に対する結論」という三つの区分に分けて記載されることとなる（四半期レビュー基準 第三 報告基準 5 無限定の結論）が、

これらの区分に分けて記載される事項以外に表題、日付、宛先及び署名等も四半期レビュー報告書に記載される。

(1) 四半期レビューの対象

四半期レビュー基準 第三 報告基準 5 無限定の結論 (1)では、「四半期レビューの対象とした四半期財務諸表の範囲、四半期財務諸表の作成責任は経営者にあること、監査人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにあること」の記載を行うものとされている。「四半期レビューの対象とした四半期財務諸表の範囲」には、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書が含まれる。また、「二重責任の原則」の明確化のため、四半期レビュー報告書には、経営者の責任と監査人の責任を明確に記載しなければならない。

なお、四半期会計基準第19項(17)①イ及び第25項(16)①ウで注記が求められているパーチェス法を適用した重要な企業結合において当該企業結合が当年度の期首に完了したと仮定したときの四半期連結損益計算書又は個別損益計算書への影響の概算額を記載する場合(四半期連結財規第20条第1項第8号及び四半期財規第15条第1項第9号)は、年度の財務諸表の監査における取扱いと同様、四半期レビュー対象から除くこととされ(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第1条)、その旨を四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表に注記することとされている(四半期連結財規第20条第4項及び四半期財規第15条第5項)。したがって、当該取扱いは制度上の取扱いであることから、四半期レビュー範囲の制約には当たらず、その旨を四半期レビュー報告書に記載しないものとする。

(2) 実施した四半期レビューの概要

四半期レビュー基準 第三 報告基準 5 無限定の結論 (2)では、「一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行ったこと、四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続からなり、年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続からなること」の記載を行うものとされている。

「一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準」の表現については、年度の財務諸表の監査と同様の考え方で、「我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準」という表現を用いる。

(3) 四半期財務諸表に対する結論

四半期レビュー基準 第三 報告基準 5 無限定の結論 (3)では、「経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったこと」の記載を行うものとされている。

ここで、「一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準」については、前記の(2)で述べたことと同様の趣旨により、「我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準」という表現を用いる。

2. 結論に関する除外

四半期レビュー基準 第三 報告基準 6において「監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められ、無限定の結論を表明することができない場合において、その影響が四半期財務諸表の全体に対して否定的結論を表明するほど重要でないとは判断したときには、除外事項を付した限定付結論を表明し、修正すべき事項及び可能であれば当該事項が四半期財務諸表に与える影響を記載しなければならない。」とされている。

上記、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められるかどうかの判断に当たっては、年度の財務諸表の監査と同様、① 経営者が採用した会計方針が、四半期財務諸表の作成基準に準拠して継続的に適用されているかどうか、② 経営者の採用した会計方針の選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか、③ 四半期財務諸表の表示方法が適切であるかどうか、について検討しなければならない。

ここで上記影響の記載について、「可能であれば記載しなければならない」とされているのは、四半期レビュー手続が質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続に限定されていること、及び四半期報告書について四半期会計期間終了後45日以内に提出が義務付けられており、適時性が求められていることに鑑み、場合によっては、影響の算出が困難な場合があることが想定されるための配慮であるものと考えられる。

なお、当該影響額の記載を行う場合は、年度の財務諸表の監査における影響額の記載に準じて記載することとなる。

3. 否定的結論

四半期レビュー基準 第三 報告基準 7において「監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合において、その影響により四半期財務諸表が全体として虚偽の表示に当たると判断したときには、否定的結論を表明し、その理由を記載しなければならない。」とされている。

当該否定的結論を表明する場合には、四半期財務諸表に対する意見の区分において、否定的結論の表明及び理由を記載し、当該不適切な事項の四半期財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、四半期財務諸表は適正に表示していない旨を記載する。当該理由

には、除外した不適切な事項に加え、もし影響額の算定が可能である場合においては、当該事項が四半期財務諸表に与えている影響の記載が含まれることに留意する。当該事項が四半期財務諸表に与えている影響の記載については、四半期レビューの性格、適時性の要請による時間的制約及び国際レビュー業務基準（ISRE）第2410号において求められていない点に考慮し、算定が可能である場合のみ記載を求めることとした。

4. 四半期レビュー範囲の制約及び結論の不表明

監査人は、四半期財務諸表に対して行う四半期レビューの結論の表明に当たり、当該結論を表明するための基礎を得るために四半期レビュー計画を策定し、四半期レビュー手続を実施するが、四半期レビューの状況によっては、重要な四半期レビュー手続が実施できない場合がある。この場合、監査人は四半期レビュー範囲の制約を受けたことになる。四半期レビュー基準 第三 報告基準 8によれば、「重要な四半期レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論を表明できない場合において、その影響が四半期財務諸表に対する結論の表明ができないほどに重要でないと判断したときは、除外事項を付した限定付結論を表明しなければならない。」とされており、また同9によれば「重要な四半期レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論の表明ができない場合において、その影響が四半期財務諸表に対する結論の表明ができないほどに重要であると判断したときは、結論を表明してはならない。」とされている。

つまり、四半期レビュー範囲の制約を受け、重要な四半期レビュー手続を実施できない場合には、無限定の結論は表明することはできないが、その影響が四半期財務諸表に対する結論の表明ができないほどには重要でないと判断したときには、除外事項を付した限定付結論を表明し、四半期レビュー範囲の制約に係る除外事項として、次の事項を記載する。

- ・ 実施できなかった四半期レビュー手続
- ・ 四半期財務諸表に対する結論において当該事実が影響する事項

ここでいう当該事実が影響する事項については、除外事項に係る四半期財務諸表に計上されている項目の金額又は注記事項の金額は分かるが、四半期レビュー範囲の制約によりその適正性を判断する基礎が入手できないことから、最終的な金額的影響額を算定することは通常困難である。したがって、四半期レビュー範囲の制約の事実が影響する事項の金額的影響額の記載は、四半期財務諸表に計上されている項目の金額又は注記事項の金額を記載することになる。

四半期財務諸表に計上されていない事項あるいは注記されていない事項で、何らかの会計処理又は開示が必要と判断されるものについて四半期レビュー範囲の制約があるため、当該取扱いの判断ができない場合は、その旨を記載する。

重要な四半期レビュー手続を実施できないことにより四半期レビュー範囲の制約を受けた場合に、その影響が四半期財務諸表に対する意見表明ができないほどに重要と判断したときは、結論を表明しない及びその理由を記載する。なお、この場合には、

四半期財務諸表に対する結論が付されていないため、二重責任の原則の記載については、四半期財務諸表の作成責任のみを記載するものとし、結論において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められるか否かの記載は行わないものとする。

四半期レビュー基準 第二 実施基準 12によれば、「監査人は、他の監査人によって行われた四半期レビュー等の結果を利用する場合には、当該他の監査人が関与した四半期財務諸表等の重要性及び他の監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、他の監査人の実施した四半期レビュー等の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。」とされている。四半期レビューの計画策定段階、四半期レビューの実施過程において他の監査人等の四半期レビュー等の結果を利用しようとする場合でも、当該他の監査人等が実施した特に重要な子会社等についての四半期レビュー等の結果が、四半期レビュー日程の変更などにより利用できない場合など、他の監査人等の実施した四半期レビュー等の重要な事項について、その結果を利用できないケースがある。この場合において、さらに当該事項について、重要な四半期レビュー手続を追加して実施できなかった場合には、重要な四半期レビュー手続が実施できなかった場合に準じて、結論の表明の適否を判断しなければならない。

上記のほか、①経営者から、四半期レビューの範囲について制約を課された場合、②質問事項について十分な知識を有し、責任をもって回答できる適切な役職者が不在等により、十分な質問が実施できなかった場合、③火災等による焼失又は司法当局による証拠資料の押収等によって、重要な会計帳簿や会計記録を閲覧できなかった場合、又は十分な分析的手続を実施できなかった場合においても、上記と同様に結論の表明の適否を判断しなければならない。

巨額な損害賠償請求訴訟や係争事件に代表されるような将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、四半期財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な四半期レビュー手続を実施できなかった場合に準じて、結論の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。

なお、企業結合にパーチェス法を適用した場合の概算額の四半期レビュー上の注記の取扱いについては、前記の1(1)なお書きのとおりである。

5. 継続企業の前提

四半期レビュー基準 第三 報告基準 12において「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合には、次のとおり結論の表明及び四半期レビュー報告書の記載を行わなければならない。」と規定されており、具体的には、以下のとおりである。

- (1) 当該重要な疑義に関わる事項が四半期財務諸表に適切に記載されていると判断して、無限定の結論を表明する場合には、当該重要な疑義に関する事項について四半期レビュー報告書に追記しなければならない。

(2) 当該重要な疑義に関わる事項が四半期財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明し、その理由を記載しなければならない。

上記の継続企業の前提に関する重要な疑義に係る事項は、四半期財務諸表においては四半期会計基準第19項に従って注記されることとなるが、同第60項に記載されているように、四半期報告書の提出が四半期会計期間終了後45日以内とされており作成日程に制約があることを考慮し、疑義の解消又は大幅に改善するための経営計画などの策定が実務上困難である場合があることに配慮したことにより、重要な疑義を解消するための経営計画がない場合には、経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが合理的と判断した理由を記載することで足りるとされている。しかしながら、上記のように経営者には当該四半期会計期間末から少なくとも一年間にわたる事業の継続性について評価して適切に開示することが求められており、継続企業を前提として四半期財務諸表を作成することが合理的と判断した理由が明確になるように注記される必要があると考えられる。したがって、注記の内容が不十分と考えられる場合、監査人には、結論に関する除外又は否定的結論を表明することについての慎重な検討が求められる。

また、継続企業の前提に関連して、将来の帰結が予測し得ない事象や状況の四半期財務諸表への影響が複合的で多岐にわたる場合には、結論を表明しないことも考えられる。この場合、監査人は、結論の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。

なお、継続企業の前提に関する重要な疑義について注記がなされた場合で、無限定の結論を表明する場合であっても、当該継続企業の前提に関する重要な疑義について追記情報として次の事項を記載することに留意する。

- ・ 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の内容
- ・ 継続企業の前提に重要な疑義が存在する旨
- ・ 当該事象又は状況に対する経営者の対応等が注記されている旨
- ・ 四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な疑義の影響を四半期財務諸表に反映していない旨

また、監査人は、継続企業の前提が成立していないことが一定の事実をもって明らかかな場合で、四半期財務諸表が継続企業の前提に基づいて作成されているときは、否定的結論を表明する。

四半期会計基準第19項(15)においては、事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動がある場合には、その状況についての注記が求められている。これは同第39項に記載されているように、四半期財務諸表の作成基準が実績主義を採用していることにより、各四半期における実績数値が事業の性質によっては一事業年度内において大きく変動することがあることから、業績予測に資する情報の提供の観点から季節変動性についての十分な定性的情報を開示することにより、四半期財務諸表利用者を誤った判断に導く可能性を回避するために求められている注記である。このように

四半期毎に大きく業績が変動するような事業の性格等を有する企業においては、一時的に業績が大きく悪化することにより、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生する可能性がある。同第60項において、「例えば、債務超過であるときや重要な債務の不履行等の可能性が高いときには、当該事由の解消の見通し等を記載することが必要であると考えられる。」と記載されており、特に、一時的に業績が大きく悪化したことにより債務超過になった場合には、著しい季節的変動等による一時的な悪化であったとしても、当該規定に従い、継続企業の前提への重要な疑義に関する注記が原則として求められているので、監査人は適切な注記がなされているかどうかについて検討することが必要である。

いずれの場合も開示が適切に行われているか否かの監査人の判断は、いわゆる二重責任の原則に基づくとともに、四半期財務諸表に記載されているものを対象に行うことになる。また、四半期財務諸表に後発事象として記載された事項が継続企業の前提に重要な疑義を抱かせるものである場合、監査人は、当該後発事象の開示の適正性に加え、継続企業の前提についての開示が適正に行われているか否かの判断も行わなければならないことに留意する。

6. 追記情報

四半期レビュー基準 第三 報告基準 13において「監査人は、次に掲げる事項その他説明又は強調することが適当と判断した事項は、四半期レビュー報告書に情報として追記するものとする。」と規定されており、具体的には、以下のとおりである。

- (1) 正当な理由による会計方針の変更
- (2) 重要な偶発事象
- (3) 重要な後発事象
- (4) 監査人が結論を表明した四半期財務諸表を含む開示書類における当該四半期財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違

いずれの記載についても監査・保証実務委員会報告第75号「監査報告書作成に関する実務指針」Ⅲ1(1)⑤に準じて記載することとなる。特に(4)については同報告における規定と同様、本来、四半期財務諸表とともに開示される情報に対する四半期レビュー上の責任はないが、当該情報と四半期財務諸表との間に重要な差異があるときには、監査人が無限定の結論とした四半期財務諸表に誤りがあるのではないかとの誤解を招くおそれがあるため、諸外国の四半期レビュー基準との整合性も考慮して追記情報に記載されることとされたものである。また、四半期財務情報とともに開示される情報には様々な種類のものが想定されるが、追記情報の記載の対象となる“重要な相違”の範囲に経営者の記述情報を含むことは、いたずらに監査人の責任を広げることになる。したがって、客観的に“重要な相違”の有無が確認できる数値情報（金額、数値、割合等）のみを記載の対象とする。

なお、“重要な相違”の有無は監査人の注意義務として開示書類の全体を読む中で確認されるものであり、特段の四半期レビュー手続が要請されるものではないことに

留意する。

VII 四半期レビュー調書

監査人は、四半期レビューに当たり、一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを実施したこと及び結論を表明するための基礎に基づいて四半期財務諸表に対する結論を表明したことを明らかにするための資料として十分かつ適切に四半期レビュー調書を作成しなければならない。

また、監査人が四半期レビュー調書に記録する内容の範囲と詳細の程度を決定するに際しては、当該四半期レビューに関与していない別の監査人に対して当該四半期レビュー業務を説明するために必要な情報、すなわち、どのような四半期レビュー手続を、いつ、どの程度実施し、それによりどのような情報からどのような結果が得られたのか、また検討した重要な事項は何であったか、その経過及び結果など、及び当該情報について理解させるためにはどの程度の文書化が必要かを考慮することが有益である。

なお、四半期レビュー調書作成においては、四半期レビュー調書間の関連性に留意して作成する必要があるが、四半期レビューは年度の財務諸表の監査と適切に組み合わせるため、それぞれの四半期レビューと年度の財務諸表の監査の調書との関連性にも留意する必要がある。

IX 四半期レビューに際してその他の留意事項

1. 監査人の責任及び四半期レビュー手続

四半期レビューは、公認会計士又は監査法人が四半期財務諸表に対して行う監査証明（金融商品取引法第193条の2第1項）であるので、監査人は、四半期レビューに当たり、年度の財務諸表の監査と同様にその手続の実施において職業的専門家としての正当な注意を払う必要があることに留意する。

2. 監査人の交代

四半期レビュー基準の設定に関する意見書二2なお書きにおいて、「監査人が交代した場合には、後任の監査人は、前任の監査人から適切な引継ぎを行うとともに、年度の財務諸表の監査計画を踏まえ、四半期レビューが的確に行われるように計画しなければならない。」とされている。監査人の交代に当たっては監査基準委員会報告書第33号「監査人の交代」に従う。特に、会計監査人の選任手続と第1四半期の四半期レビュー手続等のタイミングを踏まえ、四半期レビューにおいては交代の適時性及び迅速性が要求されるので、適切に引き継ぐよう注意が必要である。なお、四半期レビューにおいて留意が必要な点は以下のとおりである。

- ・ 前任監査人と後任監査人は適時に速やかに引継ぎを行うとともに、特に前任監査人は当該趣旨に鑑み、十分な協力を行わなければならない。
- ・ 後任監査人は、適時に迅速に引継ぎを受けなければならない。引継ぎに当たっては、四半期レビューにおいては内部統制を含む企業及び企業環境の理解が不可欠で

あるので、四半期及び年度の財務諸表に係る内部統制を含む企業及び企業環境の十分な理解に努める必要がある。

- ・ 引継ぎにおいては、質問を行うとともに、監査調書の閲覧を行うこととされているが、当該監査調書には、四半期レビュー調書も含まれることに留意する。
- ・ 監査人が途中で交代する場合、後任監査人は、前任監査人の四半期レビュー手続の実施結果を利用できるか否かを慎重に検討しなければならない。その結果を利用した場合においても、四半期レビューの結論の表明についての責任は後任監査人が負うものであり、後任監査人は、自らの判断によって四半期レビューの結論を表明しなければならない。

3. 審査

四半期レビュー基準の設定に関する意見書二3(1)において、「監査人は、年度の財務諸表の監査における意見表明に係る審査と同様、四半期レビューに係る結論の表明に先立ち、監査に関する品質管理の基準に基づいて定められた方針と手続に従い、自己の結論が四半期レビューの基準に準拠して適切に形成されているかどうかの審査を受けることが求められる。」とされている。当該審査は、年度の財務諸表の監査と四半期レビューの目的や内容等の違いを踏まえて、監査事務所における品質管理に関する方針及び手続に従い、実施されることになる。

X 適用

本報告は、平成20年4月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。

付録1 四半期レビュー報告書の文例

1. 四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書

(1) 無限定の結論（指定証明の場合）

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇〇監査法人
指定社員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業務執行社員
指定社員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業務執行社員

(注1)

当監査法人（注2）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの連結会計年度の第×四半期連結会計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）及び第×四半期連結累計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）（注3）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人（注2）の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人（注2）は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人（注2）が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第×四半期連結会計期間及び第×四半期連結累計期間の経営成績並びに第×四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況（注4）を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 監査人が監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

○ ○ 監 査 法 人

代 表 社 員

公認会計士 ○○○○ 印

業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 ○○○○ 印

また、監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

○○○○ 公認会計士事務所

公認会計士 ○○○○ 印

○○○○ 公認会計士事務所

公認会計士 ○○○○ 印

(注2) 監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

(注3) 四半期レビューの対象となった四半期連結会計期間が第1四半期連結会計期間である場合は、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書の記載を要しない（企業内容等の開示に関する内閣府令 第四号の三様式記載上の注意（24）四半期連結損益計算書 b）ため、「連結会計年度の第×四半期連結累計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）」とする。

(注4) 四半期レビューの対象となった四半期連結会計期間が第1四半期連結会計期間である場合は、（注3）と同様の理由から、「平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」とする。

(注5) 四半期レビュー報告書の作成に当たっては、監査・保証実務委員会報告第75号「監査報告書作成に関する実務指針」の取扱いに準ずることとする。

(2) 結論に関する除外

四半期レビューの対象、実施した四半期レビューの概要については無限定の結論の四半期レビュー報告書文例と同じものを記載する。

記

会社は、.....について、.....の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に従えば.....を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、四半期純利益は〇〇百万円過大に表示されている。(注)

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、上記事項の四半期連結財務諸表に与える影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第×四半期連結会計期間及び第×四半期連結累計期間の経営成績並びに第×四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

(注) 四半期連結財務諸表に与えている影響の記載は、当該影響を記載することができる場合に記載する。

(3) 否定的結論

四半期レビューの対象、実施した四半期レビューの概要については無限定の結論の四半期レビュー報告書文例と同じものを記載する。

記

会社は、.....について、.....の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に従えば.....を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、四半期純利益は〇〇百万円過大に表示されている。(注)

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、上記事項の四半期連結財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第×四半期連結会計期間及び第×四半期連結累計期間の経営成績並びに第×四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を、重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた。

(注) 四半期連結財務諸表に与えている影響は、当該影響額を特定できない場合には記載を要しない。

(4) 四半期レビュー範囲の制約

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の・・・(以下、無限定の結論に同じ。)・・・について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。・・・(以下、無限定の結論に同じ。)・・・により行われた。

記

当監査法人は、(実施できなかった重要な四半期レビュー手続及び当該事実が影響する事項を具体的に記載する) …… ことができなかった。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、上記事項の四半期連結財務諸表に与える影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第×四半期連結会計期間及び第×四半期連結累計期間の経営成績並びに第×四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

(5) 結論の不表明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の・・・(以下、無限定の結論に同じ。)・・・について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にある。

当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。・・・(以下、無限定の結論に同じ。)・・・により行われた。

記

当監査法人は、(実施できなかった重要な四半期レビュー手続及び結論の表明を行えない理由を具体的に記載する) …………… ことができなかつた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、上記事項の四半期連結財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第×四半期連結会計期間及び第×四半期連結累計期間の経営成績並びに第×四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

(注) この場合には結論が表明されていないため、二重責任の原則の記載については、四半期連結財務諸表の作成責任のみを記載するものとし、結論区分において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠しているか否かの記載はしないものとする。

(6) 継続企業の前提

① 無限定の結論の表明

監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合で、継続企業を前提として四半期連結財務諸表を作成することが適切であり、かつ、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に係る情報の開示が適切であると判断したときには無限定の結論を表明する。その場合には、四半期連結財務諸表における当該事象又は状況の開示について注意を喚起するため、四半期レビュー報告書に追記情報を記載することが必要になる。

② 追記情報の内容

継続企業の前提について追記情報を記載する場合には、次の事項を四半期レビュー報告書に記載しなければならない。

ア. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の内容

イ. 継続企業の前提に重要な疑義が存在する旨

ウ. 当該事象又は状況に対する経営者の対応等が注記されている旨

エ. 四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表に反映していない旨

(継続企業の前提に関する追記情報の文例)

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・の状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

③ 結論に関する除外と否定的結論

監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められるときに、その重要な疑義に係る事項が四半期連結財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付結論を表明するか、又は、否定的結論を表明しその理由を四半期レビュー報告書に記載する。

除外事項を付した限定付結論を表明する場合、四半期レビュー報告書において、除外事項とした継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の内容及び限定付結論とした理由を記載する。

否定的結論を表明する場合、四半期レビュー報告書において、否定的結論の原因となった継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の内容及び否定的結論とした理由を記載する。

(継続企業の前提に重要な疑義を抱かせている状況があるにもかかわらず、その疑義を抱かせる状況に対する経営者の対応等の開示が不足しており、その内容の四半期連結財務諸表に与える影響を勘案し限定付結論を表明する場合の文例)

記

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・・・・の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画もまた当該注記に記載されている。ただし、会社の作成した経営計画によると・・・・・・であるが、・・・・・・についての記載がない。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、上記事項の四半期連結財務諸表に与える影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第×四半期連結会計期間及び第×四半期連結累計期間の経営成績並びに第×四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

(継続企業の前提に重要な疑義を抱かせている状況があるにもかかわらず、会社が何らの開示を行っておらず、かつ、その事象が四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼしており、否定的結論を表明する場合の文例)

記

四半期連結財務諸表によると、会社は〇〇百万円の債務超過の状況で、かつ、一年以内償還予定の社債が〇〇百万円あり、継続企業の前提に重要な疑義が存在しているが、会社は四半期連結財務諸表に何ら記載していない。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、上記事項の四半期連結財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第×四半期連結会計期間及び第×四半期連結累計期間の経営成績並びに第×四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を、重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた。

(自己破産の申立てという継続企業の前提が成立していない場合において、継続企業の前提に基づいて四半期連結財務諸表を作成しているときに、否定的結論を表明する場合の文例)

記

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は返済期日が平成×年×月×日に到来する借入金について返済不能となり、平成×年7月10日に自己破産の申立てを〇〇裁判所に行った。このような状況にもかかわらず上記の四半期連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されている。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、上記事項の四半期連結財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第×四半期連結会計期間及び第×四半期連結累計期間の経営成績並びに第×四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を、重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた。

(7) 追記情報

四半期レビュー報告書に追記情報を記載する場合は、四半期連結財務諸表に対する結論区分と利害関係の記載の間に「追記情報」の見出しを付して記載する。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第×四半期連結会計期間及び第×四半期連結累計期間の経営成績並びに第×四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

注記事項××に記載されているとおり、・・・・・・・・・・。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

2. 四半期財務諸表に関する四半期レビュー報告書

四半期財務諸表に関する四半期レビュー報告書の文例（指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、1に準じて取り扱うものとする。

<u>独立監査人の四半期レビュー報告書</u>		平成×年×月×日
〇〇株式会社 取締役会 御中	〇 〇 監 査 法 人	
	指定社員	公認会計士 〇〇〇〇 印
	業務執行社員	
	指定社員	公認会計士 〇〇〇〇 印
	業務執行社員	
		(注1)
<p>当監査法人（注2）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の第×四半期会計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）及び第×四半期累計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）（注3）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人（注2）の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。</p> <p>当監査法人（注2）は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。</p> <p>当監査法人（注2）が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社の平成×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第×四半期会計期間及び第×四半期累計期間の経営成績並びに第×四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況（注4）を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。</p> <p>会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>		
		以 上

(注1) 監査人が監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

○ ○ 監 査 法 人

代 表 社 員

業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 ○ ○ ○ ○ 印

公 認 会 計 士 ○ ○ ○ ○ 印

また、監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

○ ○ ○ ○ 公 認 会 計 士 事 務 所 、

公 認 会 計 士 ○ ○ ○ ○ 印

○ ○ ○ ○ 公 認 会 計 士 事 務 所

公 認 会 計 士 ○ ○ ○ ○ 印

(注2) 監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

(注3) 当四半期会計期間が第1四半期会計期間である場合は、当四半期会計期間に係る四半期損益計算書の記載を要しない（企業内容等の開示に関する内閣府令 第四号の三様式 記載上の注意 (29) 四半期損益計算書 b）ため、「第×期事業年度の第×四半期累計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）」とする。

(注4) 当四半期会計期間が第1四半期会計期間である場合は、(注3)と同様の理由から、「平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第×四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」とする。

(注5) 四半期レビュー報告書の作成に当たっては、監査・保証実務委員会報告第75号「監査報告書作成に関する実務指針」の取扱いに準ずることとする。

付録2 経営者確認書の記載例

平成×年×月×日

〇〇監査法人

指定社員 公認会計士 〇〇〇〇殿 (注1)

〇〇株式会社

代表取締役

(署名)

(又は記名捺印)

財務・経理担当取締役 (署名)

(又は記名捺印)

当社の四半期報告書に含まれる平成×年×月×日から平成×年×月×日までの連結会計年度の第×四半期連結会計期間(平成×年×月×日から平成×年×月×日まで)及び第×四半期連結累計期間(平成×年×月×日から平成×年×月×日まで)(注2)(注3)の四半期連結財務諸表の四半期レビューに関連して、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認いたします。また、四半期連結財務諸表の作成責任は、経営者にあることを承知しております。

記

1. 四半期連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しております。
2. 貴監査法人によって実施された四半期レビューは、年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続によって行われていることを承知しております。
3. 四半期連結財務諸表及びその作成の基礎となる会計記録に適切に記録していない重要な取引はありません。
4. 当社及び連結子会社が、不正を防止し発見する内部統制を構築し維持する責任は、経営者にあることを承知しております。
5. 不正による四半期連結財務諸表の重要な虚偽の表示の可能性に対する経営者の評価を貴監査法人に示しております。
6. 当社及び連結子会社に影響を与える次の者が関与する不正又は不正の疑いがある事項はありません。
 - (1) 経営者
 - (2) 内部統制において重要な役割を担っている従業員
 - (3) 四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼすような不正に関与している者
7. 当社及び連結子会社の従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した四半期連結財務諸表に影響する不正の申立て又は不正の疑いに関する情報ははありません。
8. 当社及び連結子会社の経営者や内部統制に重要な役割を果たしている従業員等による四半期連結財務諸表に重要な影響を与える違法行為はありません。
9. 当社は、貴監査法人から要請のあった会計記録及び四半期レビューの実施に必要な資料は、すべて貴監査法人に提供いたしました。
10. 本日までに開催された当社の株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な稟議書

及び契約書は、すべて貴監査法人の閲覧に供しました。

11. 規制当局からの通告・指導等で四半期連結財務諸表に重要な影響を与える事項はありません。
12. 四半期連結財務諸表の資産又は負債の計上額や表示に重要な影響を与える経営計画や意思決定はありません。
13. 当社及び連結子会社は、契約不履行の場合に四半期連結財務諸表に重要な影響をもたらすような契約諸条項をすべて遵守しております。
14. 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第46条の規定に基づき重要かつ著しい変動が認められる担保に供されている資産は適切に注記しております。(注4)
15. 四半期連結財務諸表に計上又は注記している事項を除き、重要な偶発事象及び後発事象はありません。
16. 四半期連結財務諸表に関連当事者との取引は適切に計上しております。
17. 四半期連結財務諸表に重要なデリバティブ取引は適切に計上しております。(注5)
18. 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の規定に基づき重要かつ著しい変動があるデリバティブ取引は適切に注記しております。(注6)
19. 別添資料の貴監査法人が四半期レビュー中に集計した未訂正の四半期連結財務諸表の虚偽の表示による影響は、個別にも集計しても、四半期連結財務諸表全体に対する重要性はないものと考えております。
20.
21.

以 上

(注1) 監査人が公認会計士の場合には、以下とする。また、確認書本文中の「貴監査法人」を「貴殿」とする。

〇〇〇〇 公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 殿

(注2) 四半期レビューの対象となった四半期連結会計期間が第1四半期連結会計期間である場合は、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書の記載を要しない(企業内容等の開示に関する内閣府令 第四号の三様式 記載上の注意 (24) 四半期連結損益計算書 b) ため、「連結会計年度の第×四半期連結累計期間(平成×年×月×日から平成×年×月×日まで)」とする。

(注3) 四半期レビュー対象会社が四半期財務諸表を作成している場合で、四半期レビューの対象となった四半期会計期間が第1四半期会計期間であるときは、(注2)と同様の理由(企業内容等の開示に関する内閣府令 第四号の三様式 記載上の注意 (29) 四半期損益計算書 b) から、「第×期事業年度の第×四半期累計期間(平成×年×月×日から平成×年×月×日まで)」とし、当四半期会計期間が第2、3四半期会計期間であるときは、「第×期事業年度の第×四半期会計期間(平成×年×月×日から平成×年×月

×日まで)及び第×四半期累計期間(平成×年×月×日から平成×年×月×日まで)」とする。

また、確認書本文中の「四半期連結財務諸表」を「四半期財務諸表」、「当社及び連結子会社」を「当社」、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第46条」を「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第41条」、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条」を「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第10条」とする。

- (注4) 四半期連結財務諸表第46条又は四半期財務諸表第41条に規定する重要かつ著しい変動が認められる担保に供されている資産がない場合には、その旨の記載を求めることとなる。
- (注5) 四半期連結財務諸表に計上すべき重要なデリバティブ取引がない場合には、その旨の記載を求めることとなる。
- (注6) 四半期連結財務諸表第17条又は四半期財務諸表第10条に規定する重要かつ著しい変動があるデリバティブ取引がない場合には、その旨の記載を求めることとなる。
- (注7) 経営者による確認書の入手に当たっては、監査基準委員会報告書第3号「経営者による確認書」の取扱いに準ずることとし、上記の記載事項のほか、四半期連結財務諸表に対する結論の表明に当たって監査人が必要と認めた事項を記載するよう求める必要がある。

以 上